

転居

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身でご確認してください

窓口の場所確認はこちらから⇒

『○窓口』は市役所1階の窓口番号です



住所
戸籍

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	場所	受付
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	① 窓口	
申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です(有料)	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください				
印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります					

※マイナンバーカードの一部手続きはご本人の来庁が必要です。

保険
年金

国民健康保険に加入している方				国保年金課	② 窓口	
→69歳までの方	保険証の住所変更	旧住所の国民健康保険証				
→70歳から74歳までの方	保険証の住所変更	旧住所の国民健康保険証 兼高齢受給者証				
→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用、標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		国保年金課	② 窓口	
75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の住所変更(後日郵送)	旧住所の後期高齢者医療保険証				
→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更(後日郵送)	・旧住所の限度額適用、標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など				
年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ					

支所OK

高 齢

障がい

介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	介護保険証		介護保険課	③ 窓口	
障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		総合福祉課	⑨ 窓口	
重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度障害者(児)医療費助成受給者証(交付されている方) ※認印が必要な場合があります				

こども

小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		学校教育課	市役所 3階	
児童手当を受給している方 (0歳～中学生)	※手続きは必要ありません	子どものマイナンバーを確認できる書類 (子どもと別居しているとき)		児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	
児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立	※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください。				
乳幼児・こども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生)	乳幼児・こども医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	乳幼児・こども医療費受給者証		在籍園		
幼稚園・保育園・こども園に入園しているお子さんがいる方	住所変更 ※市役所窓口での手続きはありません					
ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	特別児童扶養手当証書		総合福祉課	⑨ 窓口	
重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度障害者(児)医療費助成受給者証 ※認印が必要な場合があります				

左記の書類と転入学通知書を学校へ提出

税・料
金

上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	お電話 または インターネットで手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831		
税の納付について相談される方	納税相談			税務課	⑩ 窓口	



続きます



その他	戸別受信機（広報無線機）を借りている方	返却または住所変更手続き	戸別受信機(本体・コード)		危機管理課	⑥ 窓口
	犬を飼っている方	住所変更	愛犬手帳(愛犬カード)		生活環境課	⑤ 窓口
	ごみを市の収集で出される方	ごみの出し方のご案内				
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください		都市計画課 建築住宅係	市役所 2階



裾野市役所

〒410-1192
裾野市佐野1059番地



市役所代表電話

055-992-1111



WEB



開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

深良支所、富岡支所、須山支所の開庁時間も同様です。
受付窓口欄に **支所OK** マークのあるものは、支所でも受付できます。

裾野市公式ウェブサイト <https://www.city.susono.shizuoka.jp/index.html>

手続きチェックシート

転居

裾野市内で
引越しされた方へ

※世帯分離・世帯主変更も
このチェックシートをご利用ください。

転居届

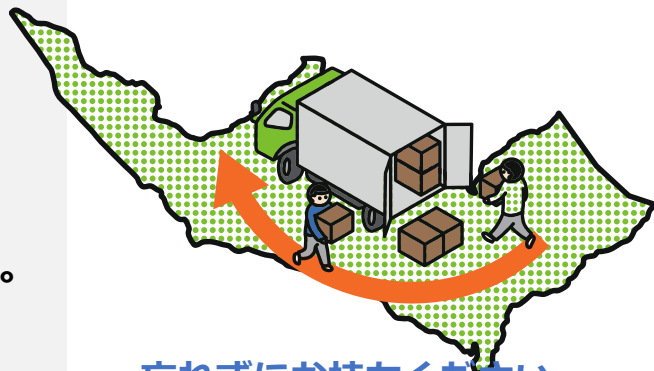
住み始めた日から14日以内に届出してください

「届出に必要なもの」

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きは
内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。



忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

異動届処理番号